

C F T ニュース&息抜き（５月）

全日本コーヒー公正取引協議会（コーヒー公取協）に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

１．２０２５年５月の気になる問合せ

- （１） 特色のある原材料表示について、コーヒー公取協会員は冠に相当するコーヒー豆を 30%以上使用していれば使用割合の記載は必要ないが、非組合員は使用割合の記載が必要と、お聞きしました。当社は異存ありませんが、取引関係から急にそのように云われるのは心外だとの声がありました。コーヒー公取協では何時ごろからそのようにされたのか聞いて欲しいとのことと、メールしました。

⇒ コーヒー公取協は、ブルマンブレンドの問題を起因として設立された団体です。本規約は 2015 年の食品表示法施行以前の 1991 年 11 月公正取引委員長に認定されたものです。

コーヒー公正競争規約は特定生産国のコーヒー豆を使用して冠表示する場合、当該コーヒー豆を 30%以上使用しておれば「〇〇〇〇ブレンド」と表示することを認めています。これはコーヒー公取協会員の守るルールであり、非会員を縛るものではありません。

2015 年に食品表示法が施行され、食品表示基準（内閣府令）等により「特色ある原材料表示」については、該当する原材料を使用しその旨を表記した場合、当該原材料の使用割合を記載することとされました。消費者庁は食品表示法施行以前から景品表示法に基づき長年認定・運用されているコーヒー公正競争規約の「特定事項の表示基準」については認知しています。コーヒー公取協は、食品表示法施行前に、コーヒー生豆生産地表示についても、原料原産地でなく規約で定める「生豆生産国名」と表記することを行政当局に説明し、ご理解を頂き、会員社はコーヒー生豆生産国名の表示を行っています。会員社は非会員が行わない「挽き方表示」などの上乗せ表示も行ってきました。

コーヒー公正競争規約は全日本コーヒー公正取引協議会会員社の守る

ルールであり、非会員社は食品表示法に従えばよいと考えます。コーヒー公取協が非会員社に説明しないのは「おかしい」とされますが、コーヒー公取協会員は会費を納め、賞味期限のガイドラインの設定、アラビカ種やカネフォラ種の栄養成分分析などを行い、会員社で活用してきました。

コーヒー公取協の研修会においても「特色ある原材料表示」の消費者庁 Q&A の該当箇所を添付し何度も説明していますので、会員社であれば過去の説明会資料をご覧ください。

なお、**コーヒー公取協非会員社におかれては、この際、会員になられることをお勧めします。**

- (2) ○△◇同業組合である。消費拡大を図るため、組合員店舗に来店したお客様にコーヒードリップバッグを配布する予定。当該コーヒードリップバッグのパッケージに以下の文言を印刷したいと考えている。記載内容についてご教示願う。

(文言案)

コーヒーはあなたの健康パートナー

カフェインが体内脂肪を燃やし、ダイエット効果が期待できる。

コーヒーを飲むことによって動脈硬化の予防効果が期待できる。

コーヒーの抗菌作用で菌の増殖を抑え、胃がんや食中毒の予防に有効。

※ただし、飲みすぎに注意しましょう（一日の適量摂取量は3～5杯）

（文言は国立研究開発法人国立がん研究センター及び全日本コーヒー協会の HP を参考とした。）

⇒ コーヒー消費拡大のための非販売用の消費者向けコーヒードリップバッグと理解しました。消費者庁に問い合わせたが回答が暫くなく、この度、コーヒー公取協に確認するよう指示されたとのことですが、多分、行政庁は非販売用等ということで判断がつかなかったのではないかと推測します。

貴組合は当会会員ではありませんが、当会の業務は会員社への回答を前提としていますので、その前提で回答します。

国立がん研の HP や全日本コーヒー協会（全協）の HP を参考に文言を作成されたとのことですが、がん研の HP のデータはがん研の行ったコホート研究に基づいていると考えますし、全協の HP の記事はがん研の

発表や COSIC の論文を基にして居ると考えます。いずれにしても、貴組合がこの文言を記載する場合、根拠となる合理的なデータを有していないのであれば、記載されるのはお止めください。記載されると、景品表示法、医薬品医療機器等法、健康増進法等に抵触する可能性大です。

食品表示法に基づき、食品に保険機能を表示する場合は「特定保健用食品」として食品表示基準第 3 条第 2 項に基づく「許可又は承認」を得る必要があります。他の機関又は団体の HP のみを参考にして許可等を得るのは困難であると考えます。

食品表示基準第 7 条には「栄養機能食品に係る栄養成分」の規程もあります。カフェインは栄養成分ではありませんが、貴会の文言では「カフェインの機能」を謳っており、消費者を誤認させる蓋然性は高いと思います。この面からも「コーヒーはあなたの健康パートナー」とのドリップバッグ上への記載は不相当と考えます。

「コーヒーと健康」を謳う場合は、それなりの根拠データを保持して行わないと関係法令に抵触する蓋然性が高いので十分注意してください。

「国立がん研」や「全協」の HP に記載してあるとか、当該 HP 開設者に聞いて欲しいではすまいないと考えます。

2. コーヒーを巡るいろんな状況

最近、スーパーマーケットの棚にコーヒー製品が増えたように感ずる。嗜好品だから消費者の好みに合わせているのかもしれないが、レギュラーコーヒーとインスタントコーヒーという古顔に、ドリップバッグコーヒーが加わったためかもしれない。CFT 子への問合せの主流もドリップバッグコーヒーになっている。

中国でもドリップバッグコーヒーが販売されているようで幾つか飲んだが、とても美味しいので正直驚いた。雲南省産のアラビカ種コーヒーを使用しており、透明感ある味わいは素晴らしいものであった。

日本の一括表示に相当する製品表示は日本より詳細で、製品製造月日と賞味期限が記載されるほか、コーヒー豆の産地も雲南省に加えプーアル市と記載するほか、精製方法まで記載されているものもある。地場産コーヒーを使用するから記載できるのであろう。ただ、国際的な表示ルールでは製造日表示は必要なく賞味期限のみで良いと思うが。栄養表示もある。遺憾ながら、日本の食品表示は多分、韓国、台湾、中国に次ぐ順位にあるのではないだろうか。東アジアの国々は Codex 基準で表示を行うよう努めているのだろう。

中国が本格的にコーヒーを飲みだせば大変なことになる。コーヒーは大豆やトウモロコシのように大農場で生産することが困難である。アラビカ種は海拔

500 メートル以上の高地が主産地と思うが、このような高地で機械化栽培できるのはブラジルくらいであろう。

CFT 子が昔、大豆などの油糧種子の仕事に関係していたころ、米国大豆協会が大豆の収穫状況を毎年説明するために来たが、中国が日本の輸入量の何倍も輸入するようになると日本は through され、日本事務所は実質的に閉鎖された。トランプ氏が中国製品に高関税を課せば、中国は米国産大豆に高関税を課すほか、ブラジル産やアルゼンチン産大豆にシフトし、苦しむのは米国的大豆生産者である。

中国は 4 大文明の発祥地の一つで唯一、今日までその文明を伝える国であるから、対外交渉もしたたかで、内心 2 5 0 年の歴史の国と違うという自負心があるろう。米国の一般消費者の生活用品のかなりが中国製になっていることは一番中国人が知っており、高関税を掛けて困るのは米国だ、と思っているであろう。スマホや日用品などを安く購入できるのは安く生産できる国があり、労働者が相対的に低い労賃で働く背景があるから実現できることを輸入者は知る必要がある。

前月記載したが、トランプ氏の政策を見ていると三権分立無視の独裁者を理想としているようで、中国やロシアの権威主義国の指導者に追随しているように感じる。金正恩氏を友と呼ぶのもその線なのかもしれない。トランプ氏の米国渡航者への目線を考えると、メトロポリタン美術館やワシントンナショナルギャラリーには二度と行けないのだろう。(2025年6月5日記)